証券コード　7522
2020年６月12日

株　主　各　位

東京都大田区羽田一丁目１番３号
ワ　タ　ミ　株　式　会　社
代表取締役会長
兼グループCEO　渡　邉　美　樹

第34期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。
さて、当社第34期定時株主総会を下記により開催いたします。
近時、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、政府や都道府県知事から外出自粛が要請される事態に至っております。この事態を受け、慎重に検討いたしました結果、本株主総会につきましては、適切な感染防止策を実施した上で開催することといたしました。
株主の皆様におかれましては、外出自粛が要請されている状況を鑑み、感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、極力、書面またはインターネットによる事前の議決権を行使していただき、株主様の健康状態に関わらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくよう強くお願い申しあげます。
開催時間を短縮する観点から、議場における報告事項（監査報告を含みます）および議案の詳細な説明は省略させていただきます。
また、株主様からのご質問の数や時間を限らせていただきますので、ご協力をいただきますようお願いいたします。
お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、「議決権行使についてのご案内」にしたがって、2020年６月26日（金曜日）午後６時までに議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。
また、同封いたしました「第34期 定時株主総会の開催について」、「定時株主総会申し込みハガキ」もお目通しいただきますようお願い申しあげます。

敬具

株主総会ご出席株主様へのお土産の配布を取り止めさせていただきます。
何卒ご理解くださいますようお願い申しあげます。

記

1．日　　時　2020年６月28日（日曜日）午前10時（９時15分受付開始予定）
2．場　　所　東京都大田区羽田一丁目１番３号
　　ワタミ株式会社　本社　８階
3．目的事項
　報告事項　１．第34期（自　2019年４月１日　至　2020年３月31日）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
　　２．第34期（自　2019年４月１日　至　2020年３月31日）計算書類報告の件
　決議事項
　　第１号議案　剰余金処分の件
　　第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）３名選任の件
　　第３号議案　監査等委員である取締役３名選任の件
　　第４号議案　補欠の監査等委員である取締役１名選任の件

以上

◎議決権行使の方法につきましては、３ページをご参照ください。
◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の**議決権行使書用紙を会場受付にご提出**くださいますようお願い申しあげます。
◎会場にはお申し込みいただいた株主様のみご入場できます。同伴者様はご入場できませんのでご了承ください。
◎次の事項につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.watami.co.jp/）に掲載しておりますので本招集ご通知の提供書面には記載しておりません。
　① 事業報告の株式の状況及び新株予約権等の状況
　② 連結計算書類の連結株主資本等変動計算書
　③ 連結計算書類の連結注記表
　④ 計算書類の株主資本等変動計算書
　⑤ 計算書類の個別注記表
　したがって、本招集ご通知の提供書面は、監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査をした事業報告、連結計算書類及び計算書類の一部であり、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であります。
◎株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、上記の当社ウェブサイトに掲載いたします。

議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

書面で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限 2020年６月26日(金曜日)午後６時到着分まで

インターネットで議決権を行使される場合



パソコン、スマートフォンから議決権行使ウェブサイト(https://www.web54.net)にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご入力いただき、画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。

行使期限 2020年６月26日(金曜日)午後６時まで

書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネットによって複数回数議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

株主総会にご出席される場合



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。(ご捺印は不要です。)

日 時 2020年６月28日(日曜日)午前10時

場 所 東京都大田区羽田一丁目１番３号
ワタミ株式会社　本社　８階
(末尾の「株主総会会場のご案内」をご参照ください。)

インターネットによる議決権行使のご案内

1．議決権行使ウェブサイトについて

インターネット等による議決権行使は、パソコン、スマートフォンから、当社の指定する議決権行使ウェブサイト（https://www.web54.net）をご利用いただくことによってのみ可能です。

2．議決権行使のお取扱いについて

①議決権の行使期限は、2020年6月26日（金曜日）午後６時までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。

②議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

3．パスワード及び議決権行使コードのお取扱いについて

①パスワードは、議決権を行使される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。

②パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内にしたがってお手続きください。

③議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

4．システムに係わる条件について

パソコン又は携帯端末の機種やご加入のサービス等、インターネットのご利用環境によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用いただけない場合があります。詳細につきましては、下記の三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤルにお問い合わせください。

システム等に関するお問い合わせ	三井住友信託銀行　証券代行ウェブサポート　専用ダイヤル ［電話］　0120（652）031（受付時間　9：00～21：00）

（提供書面）

事　業　報　告

（自 2019年４月１日
　至 2020年３月31日）

１．企業集団の現況

⑴　当事業年度の事業の状況

①　事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、当初、雇用及び所得環境に引き続き改善が見られたものの、米中間の通商問題等の行方など海外経済に関する不確実性の高まりによる影響に加え、消費増税による景気の停滞感が強まった中、新型コロナウイルスが世界的に蔓延したことにより、国内における消費活動が一気に冷え込んだ結果、景気は急速に悪化しております。

当社グループはこのような環境下においても、「地球上で一番たくさんのありがとうを集めるグループになろう」というグループスローガンのもと、各事業分野においてお客様のありがとうを集める活動を展開してまいりました。

セグメントごとの経営成績は、次のとおりであります。

（国内外食事業）

国内外食事業におきましては、37店舗の新規出店を実施いたしました。一方では26店舗の撤退を行い、当連結会計年度末の店舗数は491店舗（前期は480店舗）となり、既存店売上高前年比は96.2%、既存店客数前年比は96.8%となっております。業態転換効果等が功を奏しましたが、新型コロナウイルスの影響により、３月単月の既存店売上前年比は59.6%になりました。

その結果、国内外食事業における売上高は46,956百万円（前期比98.3%）、セグメント利益は247百万円（前期比21.4%）となりました。

（宅食事業）
宅食事業におきましては、当連結会計年度末の営業拠点数は514拠点となり、調理済み商品の累計お届け数は5,898万食（前期比97.7％）となっております。調理済み商品のお届け数が前年を下回ったものの、生産体制見直しにより、減収増益となっております。
その結果、宅食事業における売上高は34,462百万円（前期比93.8％）、セグメント利益は2,234百万円（前期比103.8％）となりました。

（海外外食事業）
海外外食事業におきましては、12店舗の新規出店を実施いたしました。一方では13店舗の撤退を行い、当連結会計年度末の店舗数は53店舗（前期は54店舗）となりました。既存店売上高前年比は95.0％、既存店客数前年比は94.5％となっております。上海・深圳　連結化の影響、香港エリアを中心としたデモ活動の影響等により売上収益ともに大きく落ち込みました。
その結果、海外外食事業における売上高は6,725百万円（前期比97.7％）、セグメント損失は389百万円（前期は161百万円の利益）となりました。

（環境事業）
環境事業におきましては、電力小売事業を中心に展開しております。新規顧客の獲得伸び悩み、既存顧客の離反等があったものの、電源調達構成の見直し等により、事業収益力の向上に努めた結果、減収増益となっております。
その結果、環境事業における売上高2,329百万円（前期比78.3％）、セグメント利益は147百万円（前期比533.8％）となりました。

（農業）
農業におきましては、有機農産物の生産、酪農畜産及び乳加工品製造を行っております。農産物等の反収が前期比120.6％となり、売上高は454百万円（前期比115.2％）、セグメント損失は103百万円（前期は187百万円の損失）となりました。

当連結会計年度における当社グループの成果は、国内外食事業、宅食事業及び海外外食事業における業績改善施策の遂行に努めましたが、売上高90,928百万円（前期比96.0％）となり、営業利益は92百万円（前期比8.6％）、経常利益は349百万円（前期比28.4％）となりました。営業利益・経常利益ともに、３期連続黒字ではございますが、減損損失1,920百万円等の計上により、親会社株主に帰属する当期純損失は2,945百万円（前期は1,373百万円の当期純利益）となりました。

《2020年３月期連結実績》　（単位：百万円／％）

区分	実績	前期比
売上高	90,928	96.0%
経常利益	349	28.4%
親会社株主に帰属する当期純損失（△）	△2,945	-

② 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資総額は、5,497百万円（店舗賃借に係る保証金299百万円を含む）であり、主として業態転換及び下記店舗の出店によるものであります。

■国内外食事業

名称	店名			
鳥メロ 13店舗	JR香椎駅前店	秋葉原店	静岡南口店	鶴見店
	昭島南口店	天神西通り店	JR和歌山駅前店	大宮東口店
	糀谷店	近江八幡駅前店	成田駅前店	小倉駅前店
	川越クレアモール店			
ミライザカ 6店舗	岡山本町店	松山大街道店	JR香椎駅前店	熊本下通りアーケード街店
	大宮東口店	近鉄奈良駅前店		
炭旬 2店舗	炭旬居食屋渡美	炭火串焼きと旬鮮料理の店かぼちや		
しろくまストア 9店舗	新横浜店	菊名店	堺東店	大山南口店
	阪急塚口店	京橋店	十三店	石垣730記念碑前店
	西九条店			
その他業態 7店舗	から揚げの天才 矢口渡店	から揚げの天才 三軒茶屋店	から揚げの天才 十条銀座商店街店	から揚げの天才 御嶽山駅前店
	もつりき練馬店	にくスタ上尾店	厳選煮干しらーめん にぼ助池袋店	

■宅食事業

名　　称	営　　業　　所　　名			
営　業　所 4営業所	横　浜　緑	栃木大田原	和歌山橋本	板橋高島平

■海外外食事業

名　　称	店　　名		
和　民 3店舗	淘大商場店 （香港）	屯門時代廣場店 （香港）	Ayala North Exchange店 （フィリピン）
金子半之助 3店舗	新都會廣場店 （香港）	CityGate店 （香港）	利東街店 （香港）
温　泉 3店舗	漣泉大江戸 延安西路店 （上海）	漣泉大江戸 淮安店 （上海）	漣泉大江戸 五角場店 （上海）
その他業態 3店舗	PastaHolic Clarke Quay Central店 （シンガポール）	PastaHolic 屯門時代廣場店 （香港）	饗和民 Serenity Sky Villas店 （ベトナム）

③　資金調達の状況

当連結会計年度中に、グループの所要資金として、金融機関より長期借入金,短期借入金 合計7,500百万円の調達を実施しました。

また、社債発行による資金調達を500百万円実施しております。

④　事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤　他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥　吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦　他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

⑵ 直前３事業年度の財産及び損益の状況

（単位：百万円）

区　　分	第 31 期 (2017年３月期)	第 32 期 (2018年３月期)	第 33 期 (2019年３月期)	第 34 期 (2020年３月期)
売　　上　　高	100,312	96,458	94,701	90,928
経常利益又は経常損失(△)	717	1,636	1,229	349
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△)	△1,833	150	1,373	△2,945
１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失(△)(円)	△46円89銭	3円86銭	35円14銭	△74円89銭
総　　資　　産	41,129	40,805	40,273	41,763
純　　資　　産	16,904	16,426	17,327	14,481
１株当たり純資産額(円)	424円59銭	413円16銭	438円02銭	361円70銭

⑶ 重要な子会社の状況

（単位：百万円／%）

会　社　名	資本金	議決権比率	主　要　な　事　業　内　容
和民國際有限公司	13,510	100.0	海外の外食事業におけるフランチャイズ事業の展開、海外現地法人の管理及び海外エリア進出の戦略立案・実行
㈲ワタミファーム	3	25.0	農産物の生産・販売、農産加工品の製造・販売及びワタミ㈱に対する農産物の納入
ワタミエナジー㈱	194	100.0	電力小売事業、風力発電事業、 環境マネジメント事業、循環サービス事業

(注)当連結会計年度においてワタミファーム&エナジー㈱はワタミエナジー㈱に商号変更しております。

⑷　対処すべき課題

新型コロナウイルス感染症はわが国の経済活動や消費者の消費行動に大きな影響を与えており、当社グループは緊急事態宣言の発令以来、国内外食事業における全国の直営店舗（テイクアウト業態除く）を休業して営業活動を自粛した影響により、４月単月の既存店売上高は前年同期を大きく下回りました。政府及び地方自治体の方針を踏まえ、緊急事態宣言が解除された地域では店舗の営業を順次再開しておりますが、売上高が前事業年度の水準に回復するのは2021年３月頃と予測しております。

こうした事態に対処するために、国内外食事業ではテイクアウト・デリバリーなどのニーズに対応するとともに、当社グループの柱の一つである宅食事業では学校の休校や企業の在宅勤務の拡大に伴う中食需要の増加を取り込むため、新しい販売チャネルの開拓などの成長戦略に取り組んでまいります。さらに、当事業年度末において事業活動に必要な資金を確保しておりますが、新たな資金調達を含めて検討を進め、不測の事態が発生した場合でも十分な運転資金を確保できるように努めてまいります。

主要な事業等の課題につきましては、以下のとおりであります。

①　国内外食事業

当社グループが主に展開する居酒屋事業は、マーケットの縮小傾向が続いており、お客様ニーズの多様化など厳しい事業環境にあります。加えて、今般の新型コロナウィルス感染症の影響拡大により、店舗営業ができない不測の事態が発生するのみならず、今後のお客様の飲食スタイルが大きく変化することも見込まれます。したがって、店内飲食だけではなく、テイクアウト・デリバリーなど多様な利用ニーズにも対応することが重要であると考えております。

また、高い商品力と高い生産性を武器とした新業態のフランチャイズ展開を始めるなど、外食事業の拡大に向けた収益源の多様化を図っております。それら外食事業の仕組みを支える商品開発・仕入・物流・製造などのMD体制を抜本的に見直し、他社との差別化ならびに収益構造の改革を進めてまいります。

②　宅食事業

宅食事業は、高齢化社会の進展とともにマーケットが拡大している一方、新規参入業者の増加など競争環境も激化しております。商品力の強化、エリア戦略の見直しを行い、新規顧客の獲得による市場開拓、シェア拡大を図るとともに、新しい販売チャネルとして法人営業を全社的に取り組みます。

また、調理済商品の製造工場における省人化投資を進めるなど、生産性の一段の向上を図ってまいります。

③　海外外食事業

海外外食事業は、日本食マーケットが拡大している一方、ニーズの細分化により競争環境も激化しております。加えて、デモ活動等、政治的要因による影響及び、昨今のコロナウイルスにより店舗営業ができない不測の事態が継続して発生する可能性がありますが、それらを踏まえましても、現在出店する商業施設のオーナー様のテナント入替ニーズ、お客様の飲食ニーズに対応するため、日本の国内外食事業と商品開発体制などの連携を強化しながら新業態の開発と出店を進めてまいります。

また、競合店出店による集客力の低下、不動産施設費の高騰、人件費の上昇など収益環境が短期間で悪化する事例も散見されることから、戦略的なスクラップアンドビルドとあわせて、利益を捻出しやすい組織体質の継続的構築を進めてまいります。

④　人材・教育

当社グループの人材採用数並びに離職者数は業績の回復とともに改善傾向にありますが、外食事業、宅食事業のいずれにおいても人手不足並びに人件費の上昇など厳しい雇用環境が続いております。グループの事業展開の中核となる人材の確保・育成にあたり、人材の教育・研修体制の強化やシステムなどの省人化投資などにより、従業員の自己実現のサポートとともに長く安心して働くことのできる仕組みづくりに取り組んでまいります。

なお、昨今の新型コロナウイルスにより店舗営業ができない不測の事態が継続して発生する可能性がありますが、処遇改善、福利厚生制度の拡充のみならず、多様な働き方、多様な人材受け入れを可能とする人事制度の構築など、今後の経営環境の変化に対応できるよう取り組んでまいります。

⑤　中期経営計画の策定、公表

当社グループは2019年11月15日中期経営計画を策定、公表しました。22世紀のモデル企業としてＳＤＧs日本一、社員の幸せ日本一を目指します。数値目標として2022年3月期売上1,000億、営業利益30億、ＲＯＥ10%、ＲＯＡ7%をターゲットにしております。

引き続き厳しい経営環境が続くと思われますが、公表しました中期経営計画の達成を目指してまいります。

⑸ 主要な事業内容（2020年３月31日現在）

区　　分	事　　業　　内　　容
国内外食事業	食品の製造及び問屋から飲料類を仕入れ、飲食店の経営並びにフランチャイズ事業の展開
宅食事業	食料品材料セット及び調理済み商品の製造、販売、宅配
海外外食事業	海外の外食事業におけるフランチャイズ事業の展開、海外現地法人の管理及び海外エリア進出の戦略立案・実行、海外各地域における飲食店の経営
環境事業	電力小売事業、風力発電事業、環境マネジメント事業、循環サービス事業
農業	農産物の生産・販売、農産加工品の製造・販売及び集中仕込みセンターへの農産物の納入

⑹ 主要な事業所（2020年３月31日現在）

① 当社の主要な事業所

本社	東京都大田区羽田一丁目１番３号
工場	相模原センター（神奈川県相模原市） 東松山センター（埼玉県比企郡滑川町）、他計11ヶ所

② 主要な子会社の事業所

和民國際有限公司	本社	香港
㈲ワタミファーム	本社	千葉県山武市
ワタミエナジー㈱	本社	東京都大田区

③　国内外食店舗数の状況

業態名	地域	店舗数
「和民」「坐・和民」	東北	1
	関東	21
	東海	3
	関西	6
	中国・四国	1
	九州	1
	小計	33
「ＧＯＨＡＮ」	関東	6
	小計	6
「わたみん家」	東北	1
	小計	1
「　炭　旬　」	東北	2
	関東	22
	東海	2
	関西	9
	中国・四国	3
	九州	2
	小計	40
「TGI Friday's」	関東	12
	関西	2
	海外	1
	小計	15
「ミライザカ」	北海道	3
	東北	7
	関東	108
	北陸・甲信越	7
	東海	18
	関西	29
	中国・四国	19
	九州	13
	小計	204

業態名	地域	店舗数
「鳥メロ」	北海道	2
	東北	2
	関東	92
	北陸・甲信越	4
	東海	11
	関西	22
	中国・四国	11
	九州	6
	小計	150
その他	関東	34
	東海	1
	関西	6
	九州	1
	小計	42
国内外食合計		491

※ＦＣ店含む

④　宅食営業拠点数の状況

地域	営業拠点数
東北	18
関東	165
北陸・甲信越	37
東海	75
関西	93
中国・四国	38
九州	88
宅食合計	514

⑤　海外外食店舗数の状況

地域	店舗数
香港	23
中国	11
台湾	5
シンガポール	5
フィリピン	6
韓国	1
カンボジア	1
ベトナム	1
海外外食合計	53

※ＦＣ店含む

⑺ **使用人の状況**（2020年３月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業部門	使用人数	前連結会計年度末比増減
国内外食事業	947（4,364）名	△41（△587）名
宅食事業	615（1,133）名	△30（△38）名
海外外食事業	889（791）名	37（0）名
環境事業	21（3）名	△5（0）名
農業	36（33）名	8（2）名
その他	134（44）名	54（1）名
総計	2,642（6,368）名	23（△622）名

（注）使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,651（5,520）名	△70（△645）名	40.9歳	8.43年

（注）使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

⑻ **主要な借入先の状況**（2020年３月31日現在）　（単位：百万円）

借入先	借入額
株式会社横浜銀行	5,300
株式会社みずほ銀行	3,540
株式会社三井住友銀行	2,360
三井住友信託銀行株式会社	150

⑼ **その他企業集団の現況に関する重要な事項**

該当事項はありません。

2．会社の現況

⑴ 会社役員の状況

① 取締役の状況（2020年３月31日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長 兼 グループCEO	渡邉美樹	公益財団法人School Aid Japan 理事長 学校法人郁文館夢学園 理事長 公益財団法人みんなの夢をかなえる会 理事長 岩手県陸前高田市復興対策参与 公益財団法人Save Earth Foundation 理事長
代表取締役社長 兼 ＣＯＯ	清水邦晃	和民國際有限公司取締役 ワタミエナジー株式会社取締役
取締役	吉田光宏	海外事業本部長
取締役	小田剛志	和民國際有限公司取締役 経営企画本部管掌 ワタミエナジー株式会社取締役
取締役	磯野健雄	有限会社ワタミファーム取締役 ＭＤ本部長
取締役 （常勤監査等委員）	千葉徹	ワタミエナジー株式会社監査役
取締役 （監査等委員）	中堤康之	福助株式会社 社長補佐
取締役 （監査等委員）	金田勇	金田公認会計士・税理士事務所代表 青山学院大学大学院会計プロフェッション研究科 特任教授

（注）１．取締役（常勤監査等委員）千葉徹氏、取締役（監査等委員）中堤康之氏及び金田勇氏は、社外取締役であります。

２．取締役（常勤監査等委員）千葉徹氏は、銀行において長年企業金融業務を担当した経歴があり、財務及び会計に関する豊富な経験や知見を有しております。

３．取締役（監査等委員）中堤康之氏は、株式会社ワコール、西川産業株式会社にて取締役等を歴任しており、会社経営に関する豊富な経験や知見を有しております。

４．取締役（監査等委員）金田勇氏は、会計士・税理士として会計・税務に関する豊富な経験や知見を有しており、また、大学の専門機関にて管理会計・ガバナンスに関する専門的研究を行っており、企業の管理体制に対して豊富な経験や知見を有しております。

５．当社は、３名の監査等委員のうち１名が常勤監査等委員に就任しております。常勤監査等委員を選定している理由は、日常的な情報収集や取締役会以外の重要な会議への出席、会計監査人及び内部監査部門と十分な連携を図ることにより、監査等委員会による監査の実効性を高めるためであります。

６．当事業年度中の取締役の異動
2019年６月24日開催の第33期定時株主総会において、渡邉美樹氏は新たな取締役に選任されました。

７．当社は、取締役（監査等委員）中堤康之氏及び金田勇氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役（業務執行取締役を除く。）がその期待される役割を十分に発揮できるように、定款において取締役との間で、当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定めております。

これに基づき、各社外取締役は当社との間で会社法第４２７条第１項の規定に基づき、同法第４２３条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。

③ 取締役の報酬等の総額

区　　分	支給人員	支給額
取締役（監査等委員を除く。） （うち社外取締役）	5名 (0)	71百万円 (0)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	3名 (3)	17百万円 (17)
合計 （うち社外取締役）	8名 (3)	89百万円 (17)

（注）１．取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

２．取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬限度額は、2018年６月18日開催の第32期定時株主総会において年額240百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。また、上記年額報酬とは別枠で、2019年６月24日開催の第33期定時株主総会において、取締役(監査等委員である取締役を除く。)に対して、譲渡制限付株式報酬額として年額100百万円以内と決議いただいております。

３．取締役(監査等委員)の報酬限度額は、2018年６月18日開催の第32期定時株主総会において年額60百万円以内と決議いただいております。

４．上記の報酬等の額には、以下のものが含まれております。

・譲渡制限付株式の付与による報酬額４百万円（社外取締役を除く取締役４名に対し４百万円）

④　社外役員に関する事項

ア．他の法人等との重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

・取締役（常勤監査等委員）千葉徹氏は、ワタミエナジー株式会社の監査役であります。同社は、当社の100％子会社であります。

・取締役（監査等委員）中堤康之氏は、福助株式会社社長補佐を兼務しております。なお、当社グループと兼職先との間に特別の関係はございません。

・取締役（監査等委員）金田勇氏は、金田公認会計士・税理士事務所代表、青山学院大学大学院会計プロフェッション研究科特任教授を兼務しております。なお、当社グループと兼職先との間に特別の関係はございません。

イ．当事業年度における主な活動状況

区　　分	氏　　名	出席状況及び発言状況
取締役 （常勤監査等委員）	千葉　　徹	当事業年度に開催された取締役会19回のうち19回、監査等委員会17回のうち17回出席しました。企業金融経験者としての豊富な経験や知見に基づき適宜質問をし、意見を述べております。
取締役 （監査等委員）	中堤康之	当事業年度に開催された取締役会19回のうち18回、監査等委員会17回のうち16回出席しました。会社経営に関する豊富な経験や知見に基づき、適宜質問をし、意見を述べております。
取締役 （監査等委員）	金田　　勇	当事業年度に開催された取締役会19回のうち19回、監査等委員会17回のうち17回出席しました。会計士・税理士として会計・税務に関する豊富な経験や知見に基づき、適宜質問をし、意見を述べております。

⑵ 会計監査人の状況

① 名称　　有限責任監査法人トーマツ

② 報酬等の額

	支　払　額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	88百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	88百万円

（注）1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2．監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

3．当社の重要な子会社のうち、海外子会社については、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査を受けております。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会の会議の目的とすることといたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められ、改善の見込みがないと判断した場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任理由を報告いたします。

⑶ 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

① 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

ⅰ 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

ア．コンプライアンス体制の基礎として、「ワタミグループ憲章」「ワタミグループ社員としての行動基準」を定め、企業理念の基本姿勢を明確にするとともに、その周知徹底を図ることとする。

イ．全社員が定期的に実施される研修会において、企業理念に関して継続的に啓蒙教育を実施する。

ウ．執行部門から独立した内部監査部門を置き、内部監査計画に基づき定期監査及び臨時監査を行うこととする。

エ．取締役は当社における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には直ちに監査等委員である取締役に報告するものとし、遅滞無く取締役会において報告することとする。

オ．法令違反その他のコンプライアンスに関する事実についての社内通報体制として、当社とは独立した組織である「ワタミヘルプライン」を設け、社内通報規程に基づきその運用を行うこととする。

カ．監査等委員である取締役は当社の法令遵守体制及び社内通報体制に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができることとする。

ⅱ 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、情報管理規程、文書管理規程に基づきその保存媒体に応じて適切かつ確実に検索性の高い状態で定められた期間、保存・管理することとする。

iii　損失の危険の管理に関する規程その他の体制

ア．当社は、当社の業務施行に係るリスクに関して、個々のリスクの領域毎に、当該リスクに関する事項を統括する担当取締役又は執行役員が、それぞれのリスク管理体制を整えることとする。

イ．不測の事態が発生した場合には、当該リスクに関する事項を統括する担当取締役を本部長とする対策本部を設置し、情報連絡チーム及び顧問弁護士等を含む外部アドバイザリーチームを組織し迅速な対応を行い、損害の拡大を防止しこれを最小限に止める体制を整えることとする。

iv　取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

ア．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を定時に開催する他、必要に応じて適宜臨時に開催することとする。

イ．取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程、業務分掌規程において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続の詳細について定めるものとする。

v　当社及び当社子会社（以下「グループ会社」という。）から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

ア．グループ会社における業務の適正を確保するため、グループ会社すべてに適用する「ワタミグループ憲章」「ワタミグループ社員としての行動基準」を定め、これを基礎として、グループ会社の各社で諸規程を定めるものとする。

イ．当社は取締役会及び監査等委員会設置会社とし、当社子会社はすべて取締役会及び監査役設置会社とし、当社の取締役又は使用人が子会社の取締役、監査役に就任し、グループ会社の業務の適正を監視できる体制とする。（以下、当社の監査等委員である取締役を「当社監査等委員」といい、当社の子会社の監査役を「子会社監査役」という。）

ウ．グループ会社の経営については、毎月開催される取締役会で取締役から業務執行状況、財務状況その他の重要情報について定期的に報告するものとする。

エ．グループ会社において、法令及び社内規程等に違反又はその懸念がある事象を発見した場合には、当社の主管部署及び当社監査等委員に報告する体制とする。グループ会社のリスク管理体制については、主管部署が総合的に指導及び支援を行うものとする。

オ．当社の内部監査担当部門は、グループ会社に対する内部監査を定期的に実施し、業務の適正性を監査する。内部監査担当部門はその結果を、適宜、当社監査等委員及び代表取締役に報告するものとする。

vi　当社監査等委員がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

ア．当社監査等委員の職務を補助する使用人について、取締役会は当社監査等委員と十分協議を行い、必要に応じて当該使用人を任命及び配置する。

イ．当社監査等委員を補助すべき使用人の評価、異動等については当社監査等委員に意見を求め、その意見を尊重する。

vii　グループ会社の取締役及び使用人並びに子会社監査役が当社監査等委員に報告をするための体制その他の当社監査等委員への報告に関する体制

ア．当社監査等委員は、取締役会、グループリスク・コンプライアンス委員会等の重要な会議に出席し、グループ会社の取締役及び使用人並びに子会社監査役から職務の執行状況や会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項等について報告を受けるものとする。

イ．グループ会社の取締役及び使用人並びに子会社監査役は、取締役会に付議する重要な事項、その他重要な決定事項、重要な会計方針・会計基準及びその変更、内部監査の実施状況等を当社監査等委員に報告するものとする。

ウ．グループ会社の取締役及び使用人並びに子会社監査役は、当社監査等委員から業務執行に関する報告を求められたときは、迅速かつ的確に対応するものとする。

エ．ワタミヘルプラインの通報状況について、当社の主管部署は当社監査等委員が出席するグループリスク・コンプライアンス委員会で報告を行うものとする。

オ．前項の報告・通報をした者に対して、報告・通報をしたことを理由とする不利な取扱いをすることを、内部通報規程及び就業規則等により禁止している。

viii　当社監査等委員の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社監査等委員は、職務の執行に必要な費用について請求することができ、当社は当該請求に基づき支払いを行うものとする。

② 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりです。

ⅰ 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役会規程や社内規程を制定し、取締役が法令並びに定款に則って行動するよう徹底しております。当事業年度において取締役会を定期的に開催し、各議案についての審議、業務執行の状況等の監督を行い、活発な意見交換がなされており、意思決定及び監督の実効性は確保されております。

「ワタミグループ憲章」「ワタミグループ社員としての行動基準」を基に、各種研修会等において、企業理念に関する研修を実施しております。

執行部門から独立した内部監査室がグループ会社の各部門に赴き、定期監査及び臨時監査を実施することで、リスクや対応の見直しを行い内部統制システムの質的向上を図るとともに、内部統制システムの重要性と順守の教育を実施しました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に鑑み策定した監査計画に基づき、内部統制の有効性の評価を実施しました。

ワタミヘルプラインを常設し、コンプライアンス違反行為や疑義のある行為等を報告した者が、当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保するために、報告した使用人の異動、人事評価及び懲戒等に関して不利な取扱いを行わないよう徹底しております。

また、大規模災害等を想定した事業継続計画を見直しており、不測の事態への備えを進めております。

ⅱ 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会議事録及び関係書類等、取締役の職務の執行に係る各書類については、いずれも関係法令及び関連する社内規程に従って適切に保存及び保管しています。

ⅲ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスクマネジメントにつきましては、企業経営に重大な影響を与えるリスクの選定と必要な対策を実施することとしており、リスク管理担当部門がリスクの識別、分類、分析、評価についての定期見直しを実施し、対応策の実施状況の検証を行いました。

iv　取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

「②　業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要　i　取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制」に記載の通り、取締役会を開催し、各事業部門の執行状況の把握をするとともに、重要事項について協議し、機動的な意思決定を行いました。

当社は、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するために、2020年３月31日開催の取締役会において、執行役員の選任を行いました。

v　グループ会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

「②　業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要　i　取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制」に記載の通り、取締役会を開催し、グループ会社に対して、その営業活動を把握し、一定基準に該当する重要事項についての報告を義務とし、その遂行を承認するなど適切な経営がなされることを監督する体制を整備しております。また、各種研修会等において、企業理念に関する研修を実施しております。

vi　当社監査等委員がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

取締役会は、当社監査等委員の求めに応じて当社監査等委員と十分協議を行い、必要に応じて当社監査等委員の職務を補助する使用人を任命及び配置する体制を整えております。また、当該使用人の評価、異動等に関しては当社監査等委員に意見を求め、その意見を尊重する体制を整えています。

vii　グループ会社の取締役及び使用人並びに子会社監査役が当社監査等委員に報告をするための体制その他の当社監査等委員への報告に関する体制

ア．当社監査等委員は、取締役会、コンプライアンス委員会等の重要な会議に出席し、グループ会社の取締役及び使用人並びに子会社監査役から職務の執行状況や会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項等について報告を受けるものとしております。

イ．グループ会社の取締役及び使用人並びに子会社監査役は、取締役会に付議する重要な事項、その他重要な決定事項、重要な会計方針・会計基準及びその変更、内部監査の実施状況等を当社監査等委員に報告しております。

ウ．グループ会社の取締役及び使用人並びに子会社監査役は、当社監査等委員から業務執行に関する報告を求められたときは、迅速かつ的確に対応するものとしております。

エ．ワタミヘルプラインの通報状況について、当社の主管部署は当社監査等委員が出席するコンプライアンス委員会で報告を行っております。

オ．本項ア及びエの報告・通報をした者に対して、報告・通報をしたことを理由とする不利な取扱いをすることを、内部通報規程及び就業規則等により禁止しています。

viii　当社監査等委員の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社監査等委員は、職務の執行に必要な費用について請求することができ、当社は当該請求に基づき支払いを行っております。

⑷　会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

⑸　特定完全子会社に関する事項

該当事項はありません。

⑹　親会社等との間の取引に関する事項

該当事項はありません。

連結貸借対照表

（2020年３月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
		（負債の部）	
（資産の部）		流動負債	16,388
流動資産	21,540	支払手形及び買掛金	2,752
現金及び預金	15,880	１年内償還予定の社債	100
売掛金	2,740	短期借入金	6,953
商品及び製品	349	リース債務	837
仕掛品	169	未払金	2,234
原材料及び貯蔵品	563	未払法人税等	294
その他	1,868	未払費用	2,301
貸倒引当金	△30	賞与引当金	295
固定資産	20,223	販売促進引当金	87
有形固定資産	10,286	その他	530
建物及び構築物	6,350	固定負債	10,894
機械装置及び運搬具	812	社債	350
土地	548	長期借入金	4,560
リース資産	1,693	リース債務	1,854
建設仮勘定	351	資産除去債務	2,947
その他	530	その他	1,181
無形固定資産	1,320	負債合計	27,282
その他	1,320	（純資産の部）	
投資その他の資産	8,617	株主資本	14,071
投資有価証券	201	資本金	4,410
差入保証金	7,184	資本剰余金	5,002
投資固定資産	17	利益剰余金	8,326
その他	1,334	自己株式	△3,668
貸倒引当金	△121	その他の包括利益累計額	173
		その他有価証券評価差額金	4
		為替換算調整勘定	169
		新株予約権	98
		非支配株主持分	138
		純資産合計	14,481
資産合計	41,763	負債純資産合計	41,763

連結損益計算書

（2019年４月１日から
2020年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金	額
売上高		90,928
売上原価		37,649
売上総利益		53,279
販売費及び一般管理費		53,187
営業利益		92
営業外収益		
受取利息	60	
設備賃貸収入	255	
協賛金収入	192	
助成金収入	54	
クーポン券販売収入	86	
雑収入	389	1,039
営業外費用		
支払利息	173	
設備賃貸費用	259	
持分法による投資損失	16	
支払補償費	80	
海外店舗撤退損失	110	
雑損失	142	782
経常利益		349
特別損失		
固定資産除却損	80	
減損損失	1,920	2,001
税金等調整前当期純損失		△1,652
法人税、住民税及び事業税	366	
法人税等調整額	953	1,320
当期純損失		△2,972
非支配株主に帰属する当期純損失		△26
親会社株主に帰属する当期純損失		△2,945

貸借対照表

（2020年３月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	9,380	流動負債	15,301
現金及び預金	3,500	買掛金	2,497
売掛金	2,336	1年内償還予定の社債	100
商品及び製品	347	短期借入金	5,000
仕掛品	145	一年内返済予定の長期借入金	1,906
原材料及び貯蔵品	353	リース債務	828
前払費用	939	未払金	1,935
短期貸付金	1,122	未払法人税等	254
立替金	281	前受金	17
未収入金	270	未払費用	1,941
その他	116	預り金	263
貸倒引当金	△33	前受収益	231
固定資産	31,880	賞与引当金	232
有形固定資産	8,726	販売促進引当金	87
建物	5,404	その他	3
構築物	133	固定負債	10,343
機械及び装置	575	社債	350
車両運搬具	0	長期借入金	4,458
器具及び備品	240	リース債務	1,740
土地	525	資産除去債務	2,700
リース資産	1,581	預り保証金	808
建設仮勘定	265	その他	283
無形固定資産	1,303	負債合計	25,644
商標権	6	（純資産の部）	
ソフトウェア	1,083	株主資本	15,514
ソフトウェア仮勘定	148	資本金	4,410
電話加入権	64	資本剰余金	5,002
投資その他の資産	21,850	資本準備金	5,002
投資有価証券	26	利益剰余金	9,769
関係会社株式	12,968	利益準備金	107
関係会社出資金	100	その他利益剰余金	9,662
長期貸付金	2,608	別途積立金	9,600
破産更生債権等	173	繰越利益剰余金	62
長期前払費用	162	自己株式	△3,668
差入保証金	6,482	評価・換算差額等	4
保険積立金	715	その他有価証券評価差額金	4
投資固定資産	17	新株予約権	98
その他	39	純資産合計	15,616
貸倒引当金	△1,444		
資産合計	41,261	負債純資産合計	41,261

損 益 計 算 書

（2019年４月１日から
2020年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金	額
売上高		81,044
売上原価		33,097
売上総利益		47,946
販売費及び一般管理費		47,504
営業利益		442
営業外収益		
受取利息	32	
設備賃貸収入	255	
協賛金収入	192	
助成金収入	30	
クーポン券販売収入	86	
雑収入	299	897
営業外費用		
支払利息	135	
設備賃貸費用	259	
貸倒引当金繰入額	65	
支払補償費	80	
雑損失	93	633
経常利益		706
特別損失		
固定資産除却損	69	
減損損失	1,719	1,789
税引前当期純損失		△1,082
法人税、住民税及び事業税	339	
法人税等調整額	802	1,141
当期純損失		△2,224

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年５月25日

ワタミ株式会社
取締役会　御中

有限責任監査法人　トーマツ
東　京　事　務　所

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　京嶋　清兵衛　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　石井　宏明　㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ワタミ株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ワタミ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性

が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・　連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年５月25日

ワタミ株式会社
取締役会　御中

有限責任監査法人　トーマツ
東　京　事　務　所

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　京嶋　清兵衛　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　石井　宏明　㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ワタミ株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第34期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、

不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要

な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第34期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第１項第１号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①　監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②　会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

⑴　事業報告等の監査結果

①　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

⑵　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

⑶　連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年５月25日

ワタミ株式会社　監査等委員会

常勤監査等委員　千葉　徹　㊞

監査等委員　中堤康之　㊞

監査等委員　金田　勇　㊞

（注）監査等委員千葉徹、中堤康之及び金田勇は、会社法第２条第15号及び第331条第６項に規定する社外取締役であります。

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　剰余金処分の件

2020年３月期、親会社株主に帰属する当期純損益は赤字となっておりますが、３期連続の営業利益、経常利益の黒字を果たすことが出来ました。当社は、株主の皆様への利益還元は、経営の重要課題であると位置づけております。当期の期末配当につきましては、１株当たり２円50銭といたしたいと存じます。

⑴　配当財産の種類
　　金銭といたします。
⑵　配当財産の割当てに関する事項及びその総額
　　当社普通株式１株につき金２円50銭といたしたいと存じます。
　　この場合の配当総額は98,457,170円となります。
⑶　剰余金の配当が効力を生じる日
　　2020年６月29日

第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）３名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、社内取締役・社外取締役のバランスを取りガバナンスを強化すると同時に経営の効率化を図る目的から２名減員し、取締役３名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査等委員会における検討の結果、候補者として適任であると判断されております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	渡邉美樹 （わたなべ みき） （1959年10月５日）	1984年４月　(有)渡美商事設立　代表取締役 1986年５月　㈱ワタミ（現ワタミ㈱）設立　代表取締役社長 2001年３月　特定非営利活動法人School Aid Japan理事長（現 公益財団法人School Aid Japan）（現任） 2003年３月　学校法人郁文館理事長（現 学校法人郁文館夢学園）（現任） 2009年６月　当社代表取締役会長・CEO 2010年11月　特定非営利活動法人みんなの夢をかなえる会理事長（現 公益財団法人みんなの夢をかなえる会）(現任) 2011年２月　当社取締役最高顧問 2011年５月　当社取締役会長（非常勤） 2011年６月　岩手県陸前高田市復興対策参与（現任） 2013年６月　公益財団法人Save Earth Foundation理事長（現任） 2013年７月　参議院議員 2019年９月　当社代表取締役会長 兼 グループCEO(現任)	－株
	<候補者とした理由> 同氏は、当社の創業者として今日のワタミグループを築き上げてきました。長年にわたり当社の経営を指揮し、外食・介護・宅食・農業・環境等の数多くの事業を手がけ、独自の「6次産業モデル」を構築し、多くの成果を上げてまいりました。 また、参議院議員として国政に携わる他、経団連理事、政府教育再生会議委員、岩手県陸前高田市参与等、要職を多数歴任しております。当社は、豊富な知識・経験・実績を持つ同氏は、企業経営の諸問題に精通しており、取締役会による経営の意思決定機能及び業務執行の監督機能を高めワタミグループの中長期的な企業価値を向上させるために必要不可欠な人物であると判断し、取締役候補者といたしました。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
2	清水邦晃 （しみず くにあき） （1970年6月1日）	1991年９月　当社入社 1997年８月　当社東日本事業部部長 2003年８月　当社執行役員兼ゴハン事業本部長 2005年９月　㈱アールの介護取締役 2006年４月　ワタミの介護㈱代表取締役社長 2009年６月　当社取締役兼ワタミの介護㈱代表取締役社長 2012年11月　当社常務取締役兼ワタミの介護㈱代表取締役社長 2014年10月　当社常務取締役兼ワタミフードサービス㈱代表取締役社長 2015年３月　当社代表取締役社長兼ワタミフードシステムズ㈱代表取締役社長 2015年４月　和民國際有限公司取締役（現任） 2015年６月　ワタミエナジー㈱取締役（現任） 2015年12月　ＳＯＭＰＯケアネクスト㈱社外取締役 2015年12月　当社代表取締役社長 兼 COO（現任）	17,735株
	<候補者とした理由> 同氏は、外食事業子会社や介護事業子会社の代表取締役社長等を歴任し、現在は当社の代表取締役社長として、ワタミグループ各事業の成長と業績向上に向けた取り組みを牽引するなど豊富な経験と実績を有しております。当社は同氏がワタミグループの企業理念に基づき、中長期的な企業価値の向上に貢献できる人物であると判断し、取締役候補者といたしました。		

<table>
<tr><th>候補者番号</th><th>氏名
（生年月日）</th><th>略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況</th><th>所有する当社の株式の数</th></tr>
<tr><td rowspan="2">3</td><td>※
渡邉将也
（わたなべしょうや）
（1987年12月17日）</td><td>2011年４月　Mirabaud（Asia）limited入社
2012年８月　当社入社
2016年10月　サントリースピリッツ株式会社入社
2018年５月　マギル大学経営学修士(MBA)卒
2018年６月　Beam Suntory Inc（シカゴ）
2020年１月　当社執行役員海外事業本部長(現任)</td><td>400株</td></tr>
<tr><td colspan="3"><候補者とした理由>
同氏は、外資系金融機関においてヘッジファンド等の金融商品の分析を中心に従事した後、2012年に当社へ入社しました。経理、営業、店舗開発、経営企画と、横断的に従事、2016年に、サントリースピリッツ株式会社においてスコッチウイスキーのブランドマネージャー、Beam Suntory Inc シカゴにてジムビームブランド北米チームに2018年勤務当時日本人で唯一従事することにより国際的な企業の経営感覚を培ってきました。2020年１月からは海外事業本部長としてこれまでの知識経験を生かし、当社の世界戦略構築及び展開に大きく寄与しました。さらに併行して、マギル大学にて経営学修士も取得していること等から、企業経営に関する資質と能力を充分に保持しており、さらに当グループの新しい企業戦略に必要な人物と判断し、取締役会構成を踏まえ、取締役候補者といたしました。</td></tr>
</table>

（注）１．※印は、新任の取締役候補者であります。
２．各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

第３号議案　監査等委員である取締役３名選任の件

監査等委員である取締役全員（３名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、監査等委員である取締役３名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	千葉　徹 （ちば　とおる） （1955年２月10日）	1978年４月　㈱横浜銀行入行 1998年７月　同　シンガポール支店長 2002年４月　横浜キャピタル㈱代表取締役社長 2007年６月　㈱TBK取締役上席執行役員 2010年６月　横浜信用保証㈱監査役 2016年６月　当社社外監査役 2018年６月　当社社外取締役(監査等委員) （現任）	－株
	<候補者とした理由> 同氏は、銀行において長年企業金融業務を担当した経歴があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。 2016年６月からは常勤監査役として当社経営に関与しており、監査等委員としての立場から引き続き当社の経営に参画いただくことで、当社の経営の健全性確保に貢献されることを期待し、同氏を監査等委員である社外取締役候補者といたしました。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
2	中堤 康之 （なかつつみ やすゆき） （1952年8月25日）	1976年７月 ㈱ワコール入社 1992年４月 同社ワコールシンガポール代表取締役社長 2007年４月 ㈱ワコール執行役員ブランド事業本部西日本販売統括部長 2008年４月 同社常務執行役員ブランド事業本部東日本販売統括部長 2011年４月 同社取締役専務執行役員ワコールブランド事業本部長 2014年４月 同社取締役副社長執行役員国内営業担当 2016年６月 当社社外取締役 2016年８月 西川産業㈱取締役常務執行役員 2018年６月 当社社外取締役(監査等委員)（現任） 2019年３月 福助株式会社社長補佐（現任）	－株
	<候補者とした理由> 同氏は、会社経営に関する豊富な経験や知見をもとに、取締役会で積極的にご発言いただき、社外取締役として業務執行に対する監督等適切な役割を果たしていただいております。 2016年６月からは社外取締役として当社経営に関与しており、監査等委員としての立場から引き続き当社の経営に参画いただくことで、当社の経営の健全性確保に貢献されることを期待し、同氏を監査等委員である社外取締役候補者といたしました。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
3	金田　勇 （かねだ いさむ） （1955年７月10日）	1987年４月　太田昭和監査法人（現ＥＹ新日本有限責任監査法人） 1990年３月　金田公認会計士事務所代表（現任） 1991年８月　金田税理士事務所代表（現任） 2005年４月　青山学院大学大学院会計プロフェッション研究科特任教授 2016年６月　当社社外取締役 2018年６月　当社社外取締役(監査等委員)（現任） 2020年４月　法政大学大学院イノベーション・マネジメント研究科客員教授(現任)	－株
	<候補者とした理由> 同氏は、過去に直接企業経営に携わった経験はありませんが、会計士・税理士として会計・税務に関する豊富な経験や知見をもとに、取締役会で積極的にご発言いただき、社外取締役として業務執行に対する監督等適切な役割を果たしていただいております。 2016年６月からは社外取締役として当社経営に関与しており、監査等委員としての立場から引き続き当社の経営に参画いただくことで、当社の経営の健全性確保に貢献されることを期待し、同氏を監査等委員である社外取締役候補者といたしました。		

（注）１．各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
２．千葉徹氏、中堤康之氏及び金田勇氏は、監査等委員である社外取締役候補者であります。
３．当社は、千葉徹氏、中堤康之氏及び金田勇氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額としており、各氏の監査等委員である社外取締役としての選任が承認された場合は、各氏との当該契約を締結する予定であります。
４．千葉徹氏、中堤康之氏及び金田勇氏は、現在当社の監査等委員である社外取締役であり、その在任期間は本総会終結の時をもって２年となります。
５．当社は中堤康之氏及び金田勇氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。両氏の監査等委員である社外取締役としての選任が承認された場合は、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。

第４号議案　補欠の監査等委員である取締役１名選任の件

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役１名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
清永敬文 （きよなが　たかふみ） （1967年10月19日）	1995年４月　弁護士登録（第二東京弁護士会） のぞみ総合法律事務所入所（現任）	－株
<候補者とした理由> 同氏は、過去に直接企業経営に携わった経験はありませんが、弁護士として企業法務に精通し、企業経営を統治する充分な見識を有しておられることから、当社の経営の健全性確保に貢献されることを期待し、同氏を補欠の監査等委員である社外取締役候補者といたしました。		

（注）１．候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

２．清永敬文氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。

３．清永敬文氏が社外取締役に就任した場合には、当社は同氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額といたします。

以上

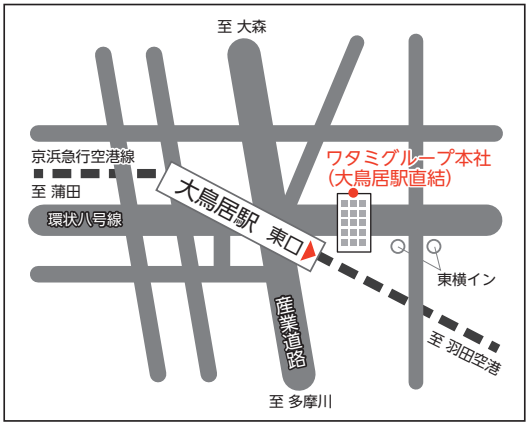
メ　　モ

メ　　モ

株主総会　会場案内図

開催場所が前年と異なっておりますので、
ご来場の際にはお間違えのないようお願い申しあげます。

- 本年は健康状態に関わらず、可能な限り会場へのご出席をお控えいただき、事前の議決権の行使をお願い申しあげます。
- 本年は新型コロナウイルス感染防止の観点から規模を縮小し開催いたします。会場の座席数に限りがあるため（最大70席程度）ハガキによる事前申込制とさせていただきます。出席を希望される株主様が多数の場合、抽選によりご参加いただける株主様を決めさせていただきますこと、あらかじめご了承ください。
- ご出席を希望される株主様は、同封の「定時株主総会申し込みハガキ」を６月19日（金）までに郵便ポストにご投函ください。
- 詳しくは、同封の「第34 期定時株主総会の開催について」をご一読ください。



東京都大田区羽田一丁目１番３号
ワタミ株式会社　本社　８階

＜交通＞　◆京浜急行電鉄空港線　大鳥居駅東口改札口出てすぐ右
※「普通・エアポート急行・特急」にご乗車ください。「快特・エアポート快特」は停車いたしませんのでご注意ください。先頭車両（羽田空港に向かって）にご乗車いただくと便利です。
※駐車場・駐輪場はご用意しておりませんので、お車でのご来場はご遠慮願います。

＜受付＞　◆受付開始時間は午前９時15分を予定しています。会場にはお申込みいただいた株主様のみご入場できます。同伴者様はご入場できませんので何卒ご了承ください。

株主総会ご出席株主様へのお土産の配布を取り止めさせていただきます。
何卒ご理解くださいますようお願い申しあげます。

UD FONT
見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。